

山梨県公報

号外第十二号

令和六年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

人事委員会

- 在宅勤務等手当に関する規則……………一
- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………七

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五号

在宅勤務等手当に関する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。)**第十七条**、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「学校職員給与条例」という。)**第十四条**の三及び山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。)**第十八条**の規定による在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。
(在宅勤務等の場所)

第二条 職員給与条例**第十七条**第一項、学校職員給与条例**第十四条**の三第一項及び警察職員給与条例**第十八条**第一項(以下「職員給与条例**第十七条**第一項等」という。)の人事委員会規則で定める場所は、住居に準ずる場所として人事委員会が認めるものとする。
(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 職員給与条例**第十七条**第一項等の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)**第八条**の四第一項及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)**第九条**の四第一項に規定する時間外勤務代休時間又は職員給与条例**第四条**、学校職員給与条例**第十八条**及び警察職員給与条例**第四条**に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いづれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった時間

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第四条 職員給与条例**第十七条**第一項等の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

(確認)

第五条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員給与条例**第十七条**第一項等に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他職員給与条例**第十七条**第一項等の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第六条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
(支給期間等)

第七条 職員が新たに職員給与条例第十七条第一項等の要件を具備すると認められた場合には、職員給与条例第十七条第一項等に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が職員給与条例第十七条第一項等の要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

2 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 在宅勤務等手当

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

3 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 在宅勤務等手当

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

4 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 在宅勤務等手当

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「通勤手当」の下に「、在宅勤務等

手当」を加える。

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲 二

山梨県職員の給与に関する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表5級の項中「換地管理員」のトコ、「工事施工管理員」を、「主任主任員」の下に、「指導主幹」を加え、同表6級の項中「グリーン・ゾーン推進監」を、「富士山登山鉄道推進監」を、「富士山保全・観光エコシステム推進監、富士山登山鉄道推進監、新事業チャレンジ推進監」に改め、「グリーン未来創造・推進監」を、「グリーン未来創造・推進監、次世代交通推進監、新事業チャレンジ推進監」に改め、「企画調整主幹」のトコ、「未来設計専門企画監」を加え、「大気水質指導監」、「工事施工管理監」、「観光企画監、富士山登山鉄道推進監」及び「財務審査監」を、「回覧」中「換地管理員」のトコ、「工事施工管理員」を加え、「回覧」中、「財務審査監」を、「技術審査監」のトコ、「グリーン推進監」を加え、同表7級の項中「グリーン・ゾーン推進監」を、「富士山登山鉄道推進監」を、「富士山保全・観光エコシステム推進監、富士山登山鉄道推進監」に、「グリーン未来創造・推進監」を、「グリーン・次世代交通推進監、新事業チャレンジ推進監」に、「DX推進監、男女共同参画・共生社会推進監若しくは外国人活躍推進監」を「若しくはDX推進監」に改め、同表8級の項中「地域ブランド・広聴広報統括官」のトコ、「富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を加え、「男女共同参画・共生社会推進統括官」を、「技監」のトコ、「歳入確保対策監」を加え、同表9級の項中「地域ブランド・広聴広報統括官」のトコ、「富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を加え、「DX・情報政策推進統括官又は男女共同参画・共生社会推進統括官」を「又はDX・情報政策推進統括官」に改め。

別表第二の表5級の項中「副業部長」のトコ「又は指導主幹」を加える。

別表第二の表5級の項中「主幹」のトコ「又は指導主幹」を加える。

別表第二の表3級の項中「又は専門研究員」を、「専門研究員又は指導主幹」に改める。

別表第二への表に次のように加える。

4級 事務出発の職務

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中 「DX・情報政策推進統括官」を

「感染症対策統括官補」に、「感染症対策統括官補」を「富士山保全・観光エコ

DX・情報政策推進統括官」 「グリーン・ゾーン推進

システム推進統括官」に、「次長」を 「次長 地域ブランド推進監

「地域ブランド推進監」を 富士山登山鉄道推進監

を 富士山保全・観光エコシステム推進監 に、「リニア未来創造・推進監」を

「富士五湖自然首都圏推進監」 「DX推進監

リニア・次世代交通推進監 に、男女共同参画・共生社会推進監 を「DX推進監」

新事業チャレンジ推進監」 外国人活躍推進監 「未来設計専門企

に、「技術指導監」を「技術指導監」に、「未来創造推進監」を 未来創造推進監

「大気水質指導監」 「企業立地推進監」に、 「下水道管理監

画監 企業立地推進監 を「企業立地推進監」に、 「財務審査監」を「下水道

管理監」に改め、同部大阪事務所の項の次に次のように加える。 富士登山対策監

富士山世界遺産センター	副所長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
-------------	-----	-----------------------

項、峡南地域県民センターの項及び富士・東部地域県民センターの項中 「地域防災幹 財務審査幹」

を「地域防災幹」に改め、同部総合理工学研究機構の項の次に次のように加える。

産業技術短期大学	事務局長	三種（人事委員会が認める者にあつては一種又は二種）
	校長	四種
校	事務局次長	五種（都留に駐在する者にあつては六種）
	教務指導部長	七種
峡南高等技術専門	校長	五種
	副校長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
就業支援センター	所長	五種

別表第十二知事の事務部局の部女性相談所の項中「女性相談所」を「女性相談支援セ

ンター」に改め、同部森林総合研究所の項中 「研究管理幹 八種（人事委員会が認め

る者にあつては七種） 「特別研究員 六種

に改め、同部産業技術センターの項中 「研究管理幹 八種（人事委員会が認める者にあつては

特別研究員	六種
-------	----

七種)

副センター長 六種(人事委員会

が認める者にあつては五種)

副センター長 六種(人事委員会が認める者に

あつては五種)

に改め、同部産業技術短期大学の項、峡南高等技術専門校の項、

就業支援センターの項及び富士山世界遺産センターの項を削り、同部峡東農務事務所の

項中

農村整備振興幹	七種
工事施工管理幹	八種

を

農村整備振興幹	七種
---------	----

に改め、同部中北

建設事務所の項中

工事施工管理幹	八種
技術審査幹	

を

リニア駅周辺整備幹	七種
工事施工管理幹	八種
技術審査幹	

に改め、同部リニア用地事務所の項を削り、同表教育委員会事務局の部本庁の項中「企

画調整主幹」を

「副参事 企画調整主幹」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他これらに準ずる職員」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第七条中「平均一箇月当たりの通勤所要回数」が次の各号に掲げる職員とし、人事委員会規則で定める割合は、当該各号に定める割合を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」が十五回に満たない職員」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

- 職員給与条例第十五条第二項第二号及び第三号、学校職員給与条例第十四条第二項第二号及び第三号並びに警察職員給与条例第十六条第二項第二号及び第三号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回未満の職員 百分の五十
- 二 一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回以上十五回未満の職員 百分の二十五

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表中茨城県の項を削り、東京都の項の次に次のように加える。

神奈川県

横浜市

二級地

石川県	金沢市	七級地
-----	-----	-----

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附則第三条の見出しを「（防疫等作業手当の特例）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第四条の規定は、適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、千五百円（緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額とする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「無給休職者（）」を「無給休職者（）」に改め、同条第二号中「刑事休職者（）」を「刑事休職者（）」に改め、同条第四号中「非常勤職員（山梨県非常勤職員の報酬等に関する条例）」に改め、同条第五号中「専従休職者（）」を「専従休職者（）」に改め、同条第八号中「無給派遣職員（）」を「無給派遣職員（）」に改め、同条第二項第六号中「第十一条第二項第五号において」を「以下」に改め、同項第八号中「除く。」の下に「及び育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間」を加える。

第六条の二第二項中「除く。」の下に「及び育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間」を加える。

第八条第一項中「及び第二号会計年度任用職員」を削り、同項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十一条第二項第一号中「（同条第四号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）」を「として在職した期間」に改め、同項第十二号を削り、第十三号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。）における任用の期間に引き続く第二号会計年度任用職員として在職した期間（基準日前二箇月以内に退職した場合を含む。）については、前各号の規定にかかわらず、そのうち給料の支給を受けていない期間（人事委員会が定める期間を除く。）及び育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

十三 基準日現在における任用の期間に引き続かない第二号会計年度任用職員として在職した期間（基準日前一箇月以内に退職した場合を除く。）については、その全期間

第十二条の次に次の一条を加える。

（第二号会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間）

第十二条の二 前二条の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員に係る第十条に規定する勤務期間は、第十一条に規定するそれぞれの給与条例の適用を受ける第二号会計年度任用職員として在職した期間（基準日前一箇月以内に退職した場合を除き、引き続き在職した期間に限る。）から給料の支給を受けていない期間（人事委員会が定める期間を除く。）及び育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間を除いた期間とする。

2 前項の勤務期間には、次に掲げる期間を算入する。

- 一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者のうち常勤の職員（口及びハにあつては、第二号会計年度任用職員を含む。）が職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける第二号会計年度任用職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（基準日前一箇月以内に退職した場合を除き、引き続き在職した期間に限る。）
- イ 職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員
- ロ 現業職員
- ハ 企業職員

二 県の特別職のうち人事委員会が定める者

三 前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

第十三条第一項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「第二号会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の三中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十三条の四とする。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 第二号会計年度任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- 一 勤務成績が良好な職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委員会の定める職員を除く。） 百分の百二・五
- 二 勤務成績が良好でない職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事委員会の定める職員 百分の九十一以下

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二号中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改め、同項第五号中「女子職員が」を「女性職員が」に、「当該女子職員」を「当該女性職員」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 任命権者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める範囲内において、前項の規定により置いた休憩時間を延長することができる。この場合においても、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合であつて、職員の住居と通常の勤務場所との間の移動に要する時間が一時間を超えるとき 当該移動に要する時間を超えない範囲内

二 前項第二号に掲げる場合であつて、小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子の養育又は要介護者の介護に要する時間が一時間を超えるとき 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

6 第三項の規定による休憩時間の延長及び前項の規定による休憩時間の延長は、十五分を単位として行うものとする。

第六条第一項第三号へ中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第八条の十一第一項第二号中「以下第二十四条」を「第二十四条及び第二十四条の二」に改める。

第二十三条の三第一項中「中学校修了前の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「養育する」を「扶養する」に、「学校が」を「学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校が」に改める。

第二十四条の二（見出しを含む。）中「男性職員の育児参加休暇」を「育児参加休暇」に改める。

別表第二九の項中「男性会計年度任用職員の育児参加休暇」を「育児参加休暇」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「任命権者」を「県教育委員会」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 県教育委員会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める範囲内において、前項の規定により置いた休憩時間を延長することができる。この場合においても、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合であつて、職員の住居と通常の勤務場所との間の移動に要する時間が同号イに掲げる場合にあつては一時間、同号ロに掲げる場合にあつては四十五分を超えるとき 当該移動に要する時間を超えない範囲内

二 前項第二号に掲げる場合であつて、小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子の養育又は要介護者の介護に要する時間が同号イに掲げる場合にあつては一時間、同号ロに掲げる場合にあつては四十五分を超えるとき 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

4 第一項の規定による休憩時間の延長及び前項の規定による休憩時間の延長は、十五分を単位として行うものとする。

第七条の三第二項中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第七条の十一第一項第二号中「以下第二十三条」を「第二十三条及び第二十三条の二」に改める。

第二十二条の三第一項中「中学校修了前の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「養育する」を「扶養する」に、「学校」を「学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校」に改める。

第二十三条の二(見出しを含む。)中「男性職員の育児参加休暇」を「育児参加休暇」に改める。

別表第二九の項中「男性会計年度任用職員の育児参加休暇」を「育児参加休暇」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「男女共同参画・共生社会推進統括官 事務局長」を「事務局長」に、「感染症対策監 グリーン・ゾーン推進監」を「感染症対策監」に、「富士山登山鉄道推進監」を「富士山保全・観光エコシステム推進監 富士五湖自然首都圏推進監」に、「リニア未来創造・推進監」を「リニア・次世代交通推進監 新事業チャレンジ推進監」に、「男女共同参画・共生社会推進監 外国人活躍推進監 管理監」を「管理監」に、「理事 技監」を「富士山保全・観光エコシステム推進統括官 理事 技監 歳入確保対策監」に、「DX・情報政策推進統括官又は男女共同参画・共生社会推進統括官付」を「又はDX・情報政策推進統括官付」に、「一人人事課

一人人事企画監 総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び

び給与担当の職員」を「一人人事課 人事企画監 総務経理担当、

人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員」に改め、同表教育委

員会の項中「参事」を「参事 副参事」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山梨県人事委員会事務局組織規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「主査」を「指導主幹
主査」に、「主任」を「主任
専門員」に改める。

第三条第五項中「副主幹」の下に「、指導主幹」を加え、同条第六項中「主任」の下に「、専門員」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。